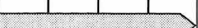


4 防災まちづくり

事業名		事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
方針① 今回の災害による教訓を生かし、新たな防災体制を整えます。							
施策ア 津波に対する防災体制を見直します。							
1 ◎	地域防災計画整備事業	・被災を踏まえた地域防災計画の見直し・修正 ・災害時における各種応急対応マニュアル作成	市				
2 ○	集積木材等流出対策事業	大船渡港に野積保管され、津波による流出により被害を拡大する恐れのある木材などの流出防止対策 ・対象:コンテナ、木材など ・場所:大船渡港の物揚場または周辺施設 ・方法:固縛、フェンス、防潮堤、第2線堤などによる流出防止対策について、大船渡港に最適な方法を検討、実施	国・県				
3 ○	避難誘導標識等設置事業	・避難誘導標識 ・避難誘導灯 ・津波水位標(東日本大震災) ※設置場所などは、今後のまちづくりにあわせ検討	市				
○	防災・連携道路ネットワークの整備【再掲】	広域的な防災・連携機能を発揮するための三陸縦貫自動車道、国道、県道及びそれらと連絡する道路の整備 ・三陸縦貫自動車道吉浜道路 ・国道397号(早期改良) ・三陸縦貫自動車道新インター ・市道滝の沢線(三陸インター接続)	国・県・市				
施策イ 新たな住宅地造成などに関連して、土砂災害などに対する防災体制を見直します。							
◎	地域防災計画整備事業【再掲】	・被災を踏まえた地域防災計画の見直し・修正 ・災害時における各種応急対応マニュアル作成	市				
施策ウ 防災施設の充実・強化を図りながらも、防災施設に偏らない防災体制を整えます。							
◎	防災センター整備事業【再掲】	防災拠点施設である防災センターの整備 ・市民の安全で安心な暮らしを守り、さまざまな災害に確実に対処する防災活動及び防災教育の拠点施設として整備 (東日本大震災を踏まえて従来の建設案を検討)	市				
◎	地域防災計画整備事業【再掲】	・被災を踏まえた地域防災計画の見直し・修正 ・災害時における各種応急対応マニュアル作成	市				
4 ◎	防災行政無線整備事業	・デジタル防災行政無線システムの整備(市内全域) 目標:親局1,中継局1,遠隔操作卓6,子局150、戸別受信機全戸配布(市内全域)など ・被災したアナログ施設の応急復旧(旧大船渡市地域) ・仮設住宅の難聴対策(旧大船渡市地域)	市				
5 ◎	災害時情報伝達方法の整備	・市災害対策本部・地区本部、地域公民館、避難所などの相互連絡体制の確立(相互連絡手段及び情報収集体制)	市				
6 ◎	潮位観測装置等整備事業	・潮位観測装置の復旧(下平、門之浜、越喜来)	市				
7 ◎	防災行政無線復旧事業	(三陸町地域) ・津波で流失した子局(6局)、漁港局(17局)、遠隔制御局(3局)の整備 ・津波被害を受けた親局の移設 1局 ・津波で流失した戸別受信機を対象世帯へ貸与 100台 ・仮設住宅への簡易子局整備 4局	市				
8 ◎	本庁舎改修事業	非常用発電機、内外壁、配管などの改修	市				

4 防災まちづくり

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
9 ◎	三陸支所仮庁舎の整備	被災した市役所三陸支所の機能を回復するため、三陸保健福祉センターを仮庁舎として復旧整備	市				
10 ◎	コミュニティー消防センター新築事業	・立地場所の検討 ・消防屯所の建設 ・消防団組織(部の統合)の検討	市				
11 ◎	消防施設整備事業	消防用水利の新設・修繕	市				
12 ◎	消防庁舎(仮設)整備事業	被災した三陸分署綾里分遣所の機能を回復するため、仮設車庫・倉庫を建設	消防組合				
13 ○	消防救急無線施設・設備整備事業	アナログ式の消防救急無線施設をデジタル化し、機能強化を図るとともに、消防指令センターを整備	消防組合				
14 ○	林野火災用活動拠点広場整備事業	被災した三陸空中消火補給基地ヘリコプター離着陸用広場を復旧	消防組合				
施策エ 高齢者や障がい者など災害弱者に十分配慮した防災体制を整えます。							
15 ○	災害時要援護者支援制度	要援護者に係る情報の収集・共有、避難支援プランなどの作成	市				
16 ○	福祉避難所の設置・運営	福祉避難所として利用可能な施設との協定の締結	市				
施策オ 建築物の構造を災害に強いものにするよう促します。							
○	津波被災地域建築物安全対策事業【再掲】	建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定による安全確保の検討 ・建築物の構造制限などによる建築規制	市				
◎	学校施設防災機能強化事業【再掲】	旧耐震基準の学校施設の耐震補強工事などを実施 ・盛小学校:屋内運動場 ・末崎小学校:校舎 ・猪川小学校:校舎、屋内運動場 ・日頃市小学校:校舎、屋内運動場 ・大船渡北小学校:校舎、屋内運動場 ・綾里小学校:屋内運動場 ・第一中学校:屋内運動場 ・綾里中学校:校舎 ・越喜来中学校:校舎、屋内運動場	市				
施策カ 高層の避難場所を確保するなど、沿岸部などの防災機能を強化します。							
17 △	津波避難ビル等の指定	浸水想定区域内において構造的要件を満たす施設を津波避難ビルなどとして指定	市				

4 防災まちづくり

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
○	道路新設・改良事業【再掲】	高台や防災拠点へのアクセス道路、災害時の避難路、緊急車両が進入できない狭隘道路、地盤沈下により冠水する道路、浸水区域内のまちづくりと一体となった道路などの整備 ・多重防災型まちづくり推進事業による県道整備(岩手県復興計画) ・三陸復興道路整備事業による県道整備(岩手県復興計画) 主要地方道大船渡広田陸前高田線 主要地方道大船渡綾里三陸線 県道崎浜港線 県道基石海岸線 ・市道市役所庁舎前線、田茂山明神前線、大船渡北小学校線、山口6号線、沢田宮野線、細浦地区避難路、石浜海岸線、白浜地区避難路、浦浜地区避難路、吉浜中学校線ほか	県・市				
▼P48							
方針② 防災教育や防災訓練を積極的に推進します。							
施策ア 今回の災害の記録を保存するとともに、津波に関する遺構やモニュメントを活用するなどして後世に伝えます。							
18 ○	震災資料記録事業	震災による被害や復旧・復興に関する写真・映像などを収集、整理し、記録として保存 ・収集方法:市はもとより、市民、関係団体などに対しても広く周知 ・保存方法:時系列的、各種分野別などに分類し、デジタルデータで保存	市				
19 ○	災害誌編集事業	震災の被災状況や対応・経過に関する情報などを収集し、災害誌として編集	市				
20 △	防災教育事業	防災教育のための地域学習会の開催	国・県・市				
21 ○	防災文化醸成事業	・小学校などで津波防災に関する出前講座などを実施 ・学校における津波と避難についての学習	県・市				
施策イ 市民各層に対して防災に関する教育活動を実施します。							
22 ○	防災マップ作成事業	新たな津波ハザードマップの作成	県・市 市民				
施策ウ 東日本大震災が発生した3月11日に、広く防災意識の高揚を図るための事業を実施します。							
23 ◎	慰霊祭の開催	東日本大震災が発生した3月11日に慰霊事業を実施	市				
24 △	防災訓練の実施	・防災訓練、津波避難訓練の実施(次の防災関連の日を中心に適宜実施) 5/24チリ地震津波、9/1防災の日、11/5津波防災の日、 1/17防災とボランティアの日、3/11東日本大震災	市 関係機関 など				
施策エ 市内全域または地域ごとに防災訓練を実施します。							
△	防災訓練の実施【再掲】	・防災訓練、津波避難訓練の実施(次の防災関連の日を中心に適宜実施) 5/24チリ地震津波、9/1防災の日、11/5津波防災の日、 1/17防災とボランティアの日、3/11東日本大震災	市 関係機関 など				
方針③ 地域コミュニティ機能の維持・強化を図ります。							
施策ア 自主防災組織の育成・強化を支援します。							
25 △	地域防災力強化推進事業	自主防災組織の育成・強化(結成促進、リーダー養成、連合会組織の結成など)	市				
施策イ ボランティア組織の育成・強化を支援します。							
26 ○	おおふなとボランティア活動連絡会支援事業(活動センター運営事業)	ボランティア組織の育成・強化の支援	社会福祉協議会				

4 防災まちづくり

事業名		事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
施策ウ 市民の自主的な地域づくり活動や拠点となる施設の整備などに対して支援します。							
27 ○	(仮称)市民活動支援センター設置事業	市民活動の活性化、公益団体などの連携及び行政との協働を図るため、さまざまな情報の提供、活動団体の相互交流の機会及び活動場所が提供できる施設の整備	市				
28 ○	越喜来地区拠点センター建設事業	被災した市役所三陸支所を移転し、地区住民の避難所を兼ねた拠点センターとして整備	市				
◎	地域公民館整備支援事業【再掲】	市内地域公民館132館のうち、被災した地域公民館33施設の修繕、改築あるいは移転新築などの整備を支援	地 域 公民館				
29 ◎	綾里地区コミュニティ施設災害復旧事業	綾里地区コミュニティ施設の補修	市				
方針④ ライフラインや交通・物流などの機能を強化します。							
施策ア 関係機関の協力のもと、重要施設などへの重点・優先投資を行いながら、これら機能の早期復旧体制を整えるとともに、再生可能エネルギーの活用など、非常時の応急的な生活を支える方策について検討します。							
30 △	災害用物資備蓄事業	地域分散による備蓄品の配置、災害用物資の備蓄 ・備蓄品の配置：地区本部、自主防災組織など ・災害用物資の備蓄：毛布、簡易トイレ、水、非常用食料、発電機、照明器具など	市				
31 △	災害時に関する協定の締結	各種団体との災害時における物資調達などに関する協定の締結 ・生活物資、燃料、資機材、要員	市 企業など				
32 ○	NTT東日本復旧復興事業	今後拡大する生活圏の需要に対応した安定的通信サービスを提供 ・電力設備：重要通信ビルへの発電機などの設置 ・中継伝送路：内陸迂回ルートの確保 ・通信ビル：全壊、流失したビルの高台移設	NTT東日本				
33 ○	再生可能エネルギー導入促進事業	再生可能エネルギーの活用による地産地消型エネルギー産業を復興の基礎とした、先駆的な医療・福祉や生活支援サービスの展開による超高齢化社会に適した地域づくりの推進など、国が構想する「環境未来都市」の構築に向けて、気仙管内の市町や関連企業などと連携した調査・研究、事業化への取り組み	市				
施策イ 災害に備えた物資の備蓄や調達方法を強化します。							
△	災害用物資備蓄事業【再掲】	地域分散による備蓄品の配置、災害用物資の備蓄 ・備蓄品の配置：地区本部、自主防災組織など ・災害用物資の備蓄：毛布、簡易トイレ、水、非常用食料、発電機、照明器具など	市				
△	災害時に関する協定の締結【再掲】	各種団体との災害時における物資調達などに関する協定の締結 ・生活物資、燃料、資機材、要員	市 企業など				
方針⑤ 広域的な観点を重視した災害時の応援・サポート体制を整えます。							
施策ア 医療・福祉をはじめさまざまな分野において、市内外の多くの機関との連携による相互支援体制を確立します。							
34 ◎	緊急時医療体制充実強化事業	関係機関と連携した災害時の救急医療体制の確立 ・対象：県や気仙医師会など関係機関 ・内容：平成24年度からの県によるドクターヘリ事業開始に伴う必要な体制などの整備 ・場所：県立大船渡病院など	市など				
35 △	災害時相互応援協定締結促進事業	静岡県浜松市、東京都板橋区、兵庫県宝塚市、鹿児島県大隅半島4市5町、山形県最上町などとの災害時相互応援協定締結を促進	市 関係市町村				

4 防災まちづくり

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
36 △	災害時の支援ネットワーク体制確立事業	銀河連邦構成市町及び友好都市間による、災害が発生した際の人的な支援ネットワーク体制の確立	市 関係市町村				
37 △	復興支援から相互交流への展開事業	復旧・復興支援自治体との相互交流の促進	市 関係市町村				
施策イ 環境未来都市構想を中心とした気仙2市1町の一層の連携推進をはじめ、三陸沿岸地域や岩手県内陸部の市町村など、自治体間の相互支援体制を強化します。							
38 △	広域防災拠点整備事業	・予防対策、応急対策における広域的な防災拠点の整備 ・後方支援拠点との連携強化(住田町、遠野市など)	国・県・市				
39 ○	公共施設広域利用促進事業	気仙2市1町の利用可能な公共施設の相互利用について、広報紙やホームページなどにより広く市民に周知	市				
△	災害時相互応援協定締結促進事業【再掲】	静岡県浜松市、東京都板橋区、兵庫県宝塚市、鹿児島県大隅半島4市5町、山形県最上町などとの災害時相互応援協定締結を促進	市 関係市町村				
△	災害時の支援ネットワーク体制確立事業【再掲】	銀河連邦構成市町及び友好都市間による、災害が発生した際の人的な支援ネットワーク体制の確立	市 関係市町村				
△	復興支援から相互交流への展開事業【再掲】	復旧・復興支援自治体との相互交流の促進	市 関係市町村				
○	再生可能エネルギー導入促進事業【再掲】	再生可能エネルギーの活用による地産地消型エネルギー産業を復興の基礎とした、先駆的な医療・福祉や生活支援サービスの展開による超高齢化社会に適した地域づくりの推進など、国が構想する「環境未来都市」の構築に向けて、気仙管内の市町や関連企業などと連携した調査・研究、事業化への取り組み	市				
施策ウ 災害時にすばやく対応できるボランティアネットワークを強化します。							
○	(仮称)市民活動支援センター設置事業【再掲】	市民活動の活性化、公益団体などの連携及び行政との協働を図るため、さまざまな情報の提供、活動団体の相互交流の機会及び活動場所が提供できる施設の整備	市				
○	おおふなとボランティア活動連絡会支援事業(活動センター運営事業)【再掲】	ボランティア組織の育成・強化の支援	社会福祉協議会				

5 その他支援制度

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
1 ◎	被災者生活再建支援	被災者生活再建支援法に基づき、災害で住家を失った世帯に対し、その被害の程度や再建方法に応じて支援金を支給	被災者生活再建支援基金(受付は市)				
2 ◎	災害援護資金	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により住居・家財の損害を受けた場合に生活の再建に必要な資金を貸付	市				
3 ◎	災害弔慰金	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害による死亡者の遺族に対して弔慰金を支給	市				
4 ◎	災害障害見舞金	災害による負傷、疾病で精神または身体に著しい障害が生じた場合に見舞金を支給	市				
5 ◎	災害義援金	全国から寄せられた義援金を被災者の生活支援金として給付	市				
6 ○	生活福祉資金貸付	災害により臨時に必要となる費用の貸付、緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の貸付など	社会福祉協議会				
7 ○	母子寡婦福祉貸付	災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して生活資金を貸付	県・市				
8 ◎	日本政策金融公庫融資(再チャレンジ支援融資)	震災で一旦廃業した中小企業者などが新たに事業を開始する場合、日本政策金融公庫が低利・長期の貸付条件を適用 ・基準利率より最大1.4%引き下げ ・融資期間 設備資金 20年以内 ・ 運転資金 15年以内	日本政策金融公庫				
9 ◎	被災事業者業務再開事業	雇用再開(継続)を行う被災事業者の事業再開経費を支援	三陸基金				
10 ○	被災地元気回復事業	被災地の復興や元気回復のための事業経費を支援	三陸基金				
11 ○	岩手県中小企業災害復旧資金	事務所または事業所が被災した中小企業者で、市が発行する災害証明書が交付された方に設備・運転資金を貸付 ・融資枠 50億円 ・貸付限度額 1千万円以内 ・貸付期間 10年以内(据置期間3年以内) ・固定金利 3年以内 年1.7%以内 ・ 3年超10年以内 年1.9%以内	県				
12 ○	中小企業経営安定資金(災害対策枠)	震災後、売り上げが前年同月に比較して3%以上減少し、その後も3%以上減少することが見込まれる中小企業者に運転資金を貸付 ・貸付限度額 8千万円 ・貸付期間 15年以内(据置期間3年以内) ・固定金利 3年以内 年2.1%以内 ・ 3年超10年以内 年2.3%以内 ・ 10年超15年以内 年2.5%以内	県				

5 その他支援制度

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				H23	H24	H25	H26~
13 ◎	中小企業東日本大震災復興資金	事業所などが被災した中小企業者のうち、被災証明書が交付された方で、3ヵ月以内の売上高または販売数量が前年同期に比べ10%以上減少し、かつ、市の認定証明書を受けた方に対して、経営の安定に必要な設備・運転資金を貸付 ・融資枠 500億円 ・貸付限度額 8千万円 ・貸付期間 15年以内(据置期間3年以内) ・固定金利 10年以内 年1.5%以内 ・ 10年超15年以内 年1.7%以内	県				
14 ○	中小企業高度化資金貸付金(被災中小企業施設・設備整備支援事業)	復興事業計画の認定を受けた被災中小企業などの施設・設備整備に対し、中小企業基盤整備機構と県が協調して、(財)いわて産業振興センターを通じた資金貸付を実施	中小企業基盤整備機構・県・(財)いわて産業振興センター				